

令和2年11月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和2年11月20日開会

丸亀市農業委員会

令和2年 11月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年11月20日(金) 午前9時30分～午前11時5分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | |

欠席委員 1人

農業委員 1人

15. 大林 孝行

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
主 任 中山 弘美
副主任 山根 大雅

その他の出席者

(公財) 香川県農地機構 農地集積専門員 本条 輝也

議事日程

農政に関する議題

1. 香川県農地機構からの事業報告
2. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
3. その他

報 告

1. 定例農家相談開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第67号 農用地利用集積計画の決定について
議案第68号 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
議案第69号 非農地証明願について
議案第70号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

- 報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第25号 許可後の事業計画変更申請の取下願について

令和2年11月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さん、おはようございます。定刻がまいりましたので、只今から、令和2年11月農業委員会総会を開会いたします。それでは本日、机の上にお配りしました資料の確認をお願いします。まず1番目としまして、総会の次第（裏面に定例農家相談開催結果と次回の日程）です。それから、令和3年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する改善意見書と意見書提出時の松岡会長の発言内容です。それから3番目といたしまして、香川県農地機構事業報告資料、A4、1枚ものです。それから、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の資料、A4、3枚をホッチキス止めしているものです。それから、中讃地域水田農業を考える会開催要領、A4、2枚をホッチキス止めしているものです。それから、農地活用レポート、それから、来年のカレンダー、こちらは全国農業新聞からいただいています。以上となります。皆さん、揃っていますか。それでは活動記録簿を出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら出席の記録をお願いします。本日持参されていない方は、帰宅後記入をお願いいたします。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、ただ今から令和2年11月定例総会を開会いたします。会長、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 皆さん、おはようございます。何かとお忙しい中、11月の総会、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。コロナウイルスが収まるのかと思っていたら、第3波ということで、だんだんと身近に迫っているようです。時間もなるべく短縮するようと言われていまして、議事運営にご協力ください。皆さんのお手元に、令和3年度農地等の利用の最適化の推進施策等に関する改善意見書というのをお配りしています。これについて報告して、あいさつに代えます。この令和3年度農地等の利用の最適化の推進施策等に関する改善意見というのは香川県農業会議から毎年、県知事に改善の要望をするものです。今年9月24日に文書で知事宛てに改善意見を提出したということで、その後、先月の28日に、県の農政水産部長、それから次長が2人、全課長に出席をいただいて、農業会議の方は役員と、それから各地区の代表約10人で、説明をし意見交換をしました。少しだけ説明をします。まず、1ページ目ですが、現下の世界情勢ということで、今コロナウイルス感染症が世界的に広がっているということで、国連食糧農業機関から国際市場では食糧不足が起きかねないという警告も出されています。我が国としましても、TPP11とかEPAとか、グローバル化が加速してしまっていて、当面、農産物価格の面でも憂慮する事態になっていますし、食糧自給率が38%ということで、食料安全保障への不安が払拭できない事態であります。本県の農業・農村につきましては、非常に脆弱化が進行してしまっていて、基幹的農業従事者の平均年齢が全国平均の67歳を上回る70.4歳になっております。一段と厳しい事態に直面しています。農業委員・推進委員からの意

見を集約して、ここへ意見を出していますので、そういう方からも農地の借り手がいないとか、耕作意欲が低下しているとか、そういう話を聞いています。こうした中で、国では、新たな「食料・農業・農村基本計画」を、本年3月に閣議決定をしました。その中で、新たに、規模の大小や中山間地域といった条件に関わらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図るとしました。それから2017年には国連総会で「家族農業の10年」を採択し、家族農業の維持・支援が世界的な目標です。一方、本県の農政につきましては、「香川県農業・農村基本計画」、国が5年ごとに、基本計画を作るのですが、各県においても、そういう計画を作ることになっています。基本計画は今年度が最終年度です。次期基本計画が作成される時期に来ていますので、本県農政を改革する好機にあたります。次のページから、IからVまでの項目があります。Iだけ簡単に申し上げます。Iの1. 次期「香川県農業・農村基本計画」につきましては、令和2年までを期間とする「香川県農業・農村基本計画」の次期計画の策定準備が進められています。本県農業・農村の現状と見通しから「待ったなし」の状態に来ているということです。次期基本計画は極めて重い意味を持つものである。このために現在の基本計画の検証結果を踏まえて、農業経営者、また関係機関・団体から幅広く意見を聴かれるとともに、以下の意見について、十分、反映してくださいということです。その中の1つ、(1) 家族農業への支援のあり方についてと書いています。昨年までは、これがなかったのですが、今年度から文章で家族農業への支援が入ってきました。国の方でそういう表現も若干入れたこともあって、入れたのだと思いますが、大規模な農業だけではなく、家族農業も大切だと述べています。我が国も本年3月の「食料・農業・農村基本計画」の中で、中小・家族経営も含めて、幅広く生産基盤の強化を図るとされています。本県農業は、従来から零細・兼業農家が大宗を担い支えてきたところであるが、現在は規模縮小や離農が加速しています。こうした本県農業の実情を踏まえて、家族農業経営の位置づけと支援のあり方についてぜひ盛り込んでください。3ページの(2)です。こうした計画内容と取り組みに加えて、中長期的な視点からの本県農業・農村の将来構想を具体的に示され、その姿の実現に向けて、一層計画的に施策展開することが重要であります。このため、本県農業・農村の動向と現状から10年後の姿を予測し、その上で、本県農業・農村の目指すべき姿、その実現のために講じるべき基本的な施策等も織り込まれたいということです。以下については、時間のあるときに読んでください。毎年、農業委員・推進委員から意見をいただいて、それを香川県農業会議に挙げたり、市長、議長に提出したりしています。いろいろと意見の集約・収集に取り組んでいただければと思います。説明して、その後、意見交換をしました。私の方から、もう1枚別紙でついていますが、改善意見提出時の発言ということで、私が発言した分について書いています。こんなことをしゃべったということで聞いていただいたらと思います。私からは実質的な「人・農地プラン」の作成の支援についてお願いをしています。今の農業・農村は崩壊の瀬戸際に来ていると言われてい

ます。丸亀市が行った調査によると、10年以内に6割の農家が農業経営を辞めたいと言っています。今まで農政が進めてきた大規模化等の産業政策一辺倒の農政は検討して見直すべきだと多くの学者が言っています。私もそのとおりだと思っています。そうした中で、農村の現場の声を反映した「人・農地プラン」の作成は意義があり、必要だと思っています。丸亀市農業委員会では、実践的な「人・農地プラン」作成のためのアンケート調査を今年、行いまして、農業委員、推進委員の皆さんの熱意と努力によって、90%近い回答を得ることができました。農家を回って感じたことは、農業従事者の急激な高齢化と後継者不在農家が非常に多いということです。そして、5年先、10年先の農地の維持管理はどうなるんだろうという不安が渦巻いていました。一方で、行政や農業団体は農業・農村の現状に危機感を持っていないという農家の思いもありました。このような不安と不満、不信感を持っている農村の現場に入っていく、意見交換を行うということは大きな意義があると思っています。現在、アンケート調査の結果を地図に落とし、図面化する作業に取り組んでいます。次のステップとして、図面のできたところから、地区座談会を行って、プランの実質化を図ることになりますが、私の担当した地域では、自分の所有農地は耕作や管理はできて、借り入れてまで耕作をしようかという農家は1軒もありませんでした。座談会をすることは意義があったとしても、結論は見えているように思います。高齢になって体が動かない、借りてくれる人もいない、お互いに耕作放棄しかないということにならないように、農業・農村が将来に亘って持続するように導いていく方策について、ぜひ、ご指導いただきたいと思います。集積・集約は、これ以上は無理だと思います。集積・集約にこだわることなく、現在の農家が営農を継続できるようにすることこそ大切です。また、プラン作成を担う市町の担当部局が補助金をもらうために、最低限の座談会やまた前回のような机上のプラン作成になりはしないかと危惧しています。実質的なプラン作成に当たっては、農業委員、推進委員が苦勞して取り組んだアンケート調査が活かされるように全地区での座談会開催や農業・農村を持続させるためには、座談会をどのように導いていくのか、進めていくのか、市町・農業委員会・関係団体に対してきめ細かく、そして、強いご指導をいただきますようお願いしました。概略を分かっていたいただければいいかなと思います。

それでは本題に入ります。本日の出席委員は15人でして、過半数の方が出席をされていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は9番久米委員と10番松岡正雄委員にお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。農政に関する議題といたしまして、議題1.「香川県農地機構からの事業報告について」、議題2.「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、議題3. その他です。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1.「香川県農地機構からの事業報告」について香川県農地機構飯山事

務所より本条農地集積専門員にお越しをいただいております。本条さん、説明をお願いします。

●香川県農地機構（本条輝也君） おはようございます。香川県農地機構の丸亀担当の本条です。よろしくお願いたします。本日、皆様のお手元に1枚ものの資料をお配りしています。この資料に基づいて、説明いたします。農地機構は平成26年に発足して、6年が経ちました。現在7年目になります。6年間の実績を掲載しております。いちばん上の段が丸亀市の状況です。丸亀市の平成26年度からの状況になっております。少し減少している年もありますが、認定農業者、農業法人にご協力いただきまして、数字は昨年度までの合計で約250ヘクタールです。こちらの方は、丸亀市全体の農地面積が約2,700ヘクタールであり、市の方の基盤法での貸借の面積がおよそ750ヘクタールになるので、3分の1ぐらいを貸出しております。今年度は先月提出分までで約30ヘクタールです。農地機構は認定農業者及び新規就農の方、農業をこれから頑張っってやっっていこうという方に対して、農地をお貸しすることをメインにしておりますので、令和元年度の実績で見ますと、全体で58ヘクタールあったんですが、認定農業者に53ヘクタールに貸し付けています。約4ヘクタールほど一般の農業者に貸し付けています。今年度も約30ヘクタールのうち、約50アールは、一般の農業者に貸し付けています。県内の実績は昨年の末までで約2,300ヘクタールほど貸し付けています。全国的には、約253,000ヘクタールで、8%ぐらいと言われていています。県の方も8%になっています。農地の登録の状況ですが、現在、丸亀市では3,265筆です。重複しているのもありますので、約3,200筆登録があります。その中で、残念ながら、まだマッチングに至っていないのが130筆あります。約3%になります。面積では、1筆当たり761㎡なので、丸亀市の平均ぐらいだと思います。進入路が不十分であったり、渴きが悪かったり、条件が悪いせいで3%の農地が、まだ農地機構から貸付できていない状況にはなっています。内訳は、旧丸亀市が37筆、綾歌が67筆、飯山が26筆です。次に、借受者の登録の状況です。いま登録者数は155件です。内訳は、旧丸亀市が58件、綾歌が26件、飯山が48件、市外が23件です。借りていなくて登録だけの方もいらっしゃるんですが、そういう状況になっています。また、皆さんのお手元に農地活用レポートをお配りしています。来年度版はまだ作成予定ですが、ご覧になってください。農地機構は、認定農業者向けに農地売買事業も行っています。どうぞよろしくお願いたします。以上です。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。この件について、ご質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありませんか。農業委員、推進委員の大きな業務というのは、農地利用最適化という業務でありまして、耕作放棄地を発生させないという取り組みが今一番大きな仕事になっています。年間を通じて遊んでいるような農地を発見したら、ぜひ、その意向を聞いてください。貸したいという意向のところがありましたら、飯山については、飯山市民総合センターの本条さんのところへつないでください。

また綾歌については、綾歌市民総合センターの馬場さんへつないでください。耕作者がいない農地があるという話をしたら、次の借受手を探してくれる非常にありがたい組織です。農地機構がないときには、我々みずから借受手を探していたのですが、農地機構があるので、そこへお話しすると借受手を見つけてくれます。一般の方で農地機構を知らないという方もたくさんいらっしゃいますから、是非そういうPRも含めてお願いします。本条さん、ありがとうございました。それでは、議題2.「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。資料といたしまして、丸亀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）ホッチキスで3枚止めているものをご覧ください。座って説明いたします。農業委員会法の改正によりまして、「農地等利用の最適化の推進」が農業委員会の必須事務として位置づけられました。丸亀市におきましては、平地から中山間、島しょ部、それぞれの地域によって地域の利用状況や営農形態が異なり、地域の実情に応じた対策の推進が求められています。それで活力のある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、複数年にわたる具体的目標と推進方法を定めることになっています。それで別紙のとおり、素案を作成いたしましたので、委員の皆さんのご意見をお寄せいただきたいと思っております。簡単に読み上げます。基本的な考え方といたしまして、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の改正法が施行されたことにつきまして、農業委員会におきましては、「農地等利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられました。丸亀市は都市化された平地から中山間部、島しょ部と多様な地域が存在していきまして、農地の利用状況が異なっています。さらに、農家1戸当たりの平均耕地面積も全国平均の半分以下ということで、零細農家が大部分を占めております。気候は温暖少雨の瀬戸内式気候でありまして、自然災害の少ない地域などの適地条件を活かしまして、米麦中心から、野菜、果樹、施設園芸などを組み合わせた複合経営、集約的な農業経営への転換が進んできています。今後は農地と、農業用水や農道などの農業用施設を守りながら農業振興を図るため、家族経営の零細農家も守りながら農業法人や認定農業者を増やすことで、担い手農家を育成し、農地の集積を図っていくことが、遊休農地の発生防止につながるものと考えています。しかしながら、本県特有のため池を中心とする複雑な水利慣行とかそれから、平地が多く幹線道路も多いことから基盤整備事業も進んでいない地域も多く、大型農業機械の進入が困難な農地もありまして、農地集積を難しくしているのが現状であります。このような現状を踏まえて、農業改良普及センター、農地機構、JA、土地改良区等関係機関と連携いたしまして、丸亀市の農業の特色を活かして活力ある農業・農村を築いていきたいと思っております。法律の改正によりまして、平成29年度から農地利用最適化推委員が創設されまして、担当地域ごとに新たな遊休農地の発生防止を第一義に据えて、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づきまして、「農地等の利用の最適化」が図られるよう具体的な目標と

推進の方法を定めるものであります。この指針は、令和5年度を目標とし、3年ごとの農業委員ならびに推進委員の改選時期に目標の検証、見直しを行います。本年がその年に当たります。計画は第2 具体的な目標と推進方法になります。1 遊休農地の発生防止・解消について（1）遊休農地面積の目標、こういうふうには減らしていきましようという目標です。農地につきましては、農林業センサス等からは年間平均20ヘクタール減っていますので、現状、令和2年3月は2,727ヘクタールといたしまして、それから年間20ヘクタールずつ減少していくと考えています。遊休農地面積につきましては、年間3ヘクタールずつ減らしていきようという目標を立てております。それで令和5年度末までに、遊休農地面積を現状より12ヘクタール減らすことを目標①としております。それと、新たな遊休農地の発生を防止することを目標②としています。それから、委員一人年間1筆以上農地機構へのあつせんを行うことを目標③にしています。裏面になります。そのための具体的な推進方法といたしまして、農業委員と推進委員がチームをつくり、農地利用状況調査（農地パトロール）を6月から8月を中心に市内一斉に行います。そして、その結果に基づきまして、農地所有者へ個別面談等を基本とする農地利用意向調査を9月、10月を中心に行います。その農家の意向を踏まえまして農地中間管理機構への貸付を進めていきます。推進委員は月1回程度の農地パトロール、先ほどの農地利用状況調査とは別に毎月農地パトロールをしていただきまして、農地利用状況の変化、それから農家の意向把握に努めるとともに遊休農地を未然に防止するよう努めていただきたいと考えております。それから耕作されていない農地所有者への面談を行いまして、農地中間管理事業の活用を推進してまいります。2 担い手への農地利用の集積・集約化についてです。管内の農地面積は先ほどの2,727ヘクタールを基準といたしまして年間20ヘクタールずつ減っていく計画を立てております。それで目標といたしまして、令和5年度末、令和6年の3月に集積率が40%になるよう、目標を逆算して算出しています。この目標につきましては、香川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針とそれから丸亀市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づきまして、令和5年度末までに、担い手への農地利用集積率を40%まで引き上げることを目標としています。このための具体的な推進方法といたしまして、市のホームページ、市広報、農業委員会だよりなどを活用いたしまして、農地中間管理事業の周知を行います。それから耕作されていない農地、後継者が不在となる恐れがある農地所有者について、農地中間管理機構の利用を進めるとともに、農地集積専門員等の連携を強化して、担い手への集積を図ります。それから、地域の農業者と「人・農地プラン」の計画策定のための意見交換会に積極的に参加していただき、農地中間管理事業のさらなる活用を通じて、農地の集積・集約を図ることで、生産性の向上に寄与します。最後に、3 新規参入の促進についてです。現状、令和2年3月新規参入者は、累積になりますけれど、22経営体です。年間2経営体の新規参入、それから新規参入による借入累積面積の増を年間1ヘクタールと想定いたしまして計画を立てています。こちら

の計画ですが、本日説明して、次回12月18日の総会までにご意見がある方は提出していただきまして、1月の総会で決定し、ホームページに掲載したいと考えています。以上です。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にありませんか。1月の総会でこれを決定する。3年に一度、計画を立てなければいけないということです。農業委員会の委員の決議で、決定するという事になっています。今すぐに意見を出してくださいと言っても難しいので、次の総会までに、ご意見がある方は事務局へ提出してください。不明な点があれば、事務局に質問してください。その他の議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1、定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、10月27日火曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は、11月5日木曜日、石井委員で、綾歌市民総合センター開催分は、11月10日火曜日、平池委員で、それぞれ午前9時から正午まで行いましたが、相談はありませんでした。次に、次回の農家相談の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分が、11月27日金曜日、登倉委員、市役所本庁開催分が、12月7日月曜日、横井委員、綾歌市民総合センター開催分が、12月10日木曜日、久米委員の担当で、それぞれ午前9時から正午までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 続いて、その他の報告事項はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。先月に説明いたしました農業委員・推進委員研修会を11月30日月曜日の午後1時30分から綾歌町のアイレックスで行います。当日ご都合の悪い方は、本日までに連絡いただくようになっています。ご都合の悪い方で、まだご連絡いただいていない方は、この会の終了後にご連絡をお願いします。また、中讃農業改良普及センターから中讃地域水田農業を考える会の案内が来ています。こちらは12月14日午後1時30分から、アイレックスで行います。ご参加を希望される方は、今月中に農業委員会事務局までご連絡ください。本日の会の後でも構いませんので、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 中讃地域水田農業考える会というのは、認定農業者、それから、法人を対象に案内状を出しているようです。稲作および麦作等についてのお話があるようです。農業委員は認定農業者である担い手になりますので、できるだけご参加してください。報告事項につきまして、ご質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようです。それから、9月、10月は時間の関係で省略しておりました、業務の内容について、説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。ご審議いただく議案の内容の説明につきまして、8月に農地法3条、4条、5条の説明をいたしました。続いての議案で取り上げています農用地利用集積計画の決定、それと農用地利用配分計画（案）の意見聴取、ほとんど毎月審議いただく内容なのですが、これにつきまして簡単に説明いたします。まず、農用地利用集積計画についてですが、一言で言えば、農地の貸借についてのこととなります。また農地の貸借につきましては、これまで議案審議の中でもそれぞれ説明をしていますが、2通りの方法があります。研修時のテキストをお持ちの方は、ご用意いただけますか。79ページに記載しておりますので、お持ちの方は研修テキスト79ページをご覧ください。ご用意できましたでしょうか。この79ページに、上の表が農地中間管理事業の仕組みにということで、農地機構を通した貸借について、また、下の表が農業経営基盤強化促進法の仕組みということで、農業委員会に届け出をして利用権の設定をする貸借のこと、これを表にして表しています。この農用地利用集積計画は、月ごとに申請があった農地の所有者から耕作者、また農地の所有者から農地機構そして農地機構から耕作者への貸借の計画を記載して、この計画を、農業委員会で審議いただき、決定後に公告することで権利移動の効果が生じます。この計画の決定に当たっては、全部効率利用要件や常時従事要件など、農地法3条で出てきたと思いますけれども、農作業を効率的に続けていけるかなどの要件を満たすか判断をします。それぞれの手続や内容を説明いたします。農業委員会を通して貸借をする契約は研修テキストの69ページをご覧ください。利用権設定促進事業について記載しています。まず貸人と借人で相談をしていただき、何年間貸し出すか、また、使用貸借にするか、賃貸借にするかを決め、申請書を提出いただきます。契約は申請書を締切日までに提出していただき、丸亀市の場合は毎月5日になっていますが、その月の定例総会にかけて決定し、公告を行い、次の月の初めから契約が始まるというものです。また、契約期間が終わる前には更新の確認の通知をこちらからお送りしまして、意向を確認し、更新せず期間が終了すれば貸人に農地の耕作の権利が戻ります。また、事情がありまして、双方の同意があれば期間の途中で契約を打ち切る、解約することもできます。この利用権設定の申請書（届出書）については農業委員会事務局にあります。また、丸亀市ホームページの農業委員会のコーナーにも掲載をしています。一方、もう一つの農地機構を通しての貸借については、農家ごとではなく、農地で判断して借りるので、一度にまとまった農地を探すことができまして、また賃貸借の場合なら、その賃借料の支払いなどについて農地機構が、中間の手続を行ってくれますので、農家1軒ごとに賃借料の支払いをするような手間もかからないということになっています。また貸人がまとまった農地を貸し出す場合の課税軽減や経営転換協力金、認定農業者や農業法人等がまとまった農地を借りるときなどに補助を受け

られる場合があるなどのメリットがあります。この申請は綾歌・飯山市民総合センターにあります農地機構事務所で行うことができます。先ほど、いらっしゃった本条さんと、綾歌は馬場さんに相談していただくこととなります。このようなメリットもありますので、地域で農地を貸し出したいという相談がありましたら、まず農地機構をご案内いただいたらよろしいかと思います。また、借り受けの条件で、また農地を何年以上貸し出すとか、借人が見つかるよう農業機械の搬入ができる農地であるかなどの条件があります。まずは綾歌・飯山市民総合センターにある農地機構事務所へご相談いただければ、担当者が現地を確認することになっています。そして、農地貸し出し希望の登録が終わりましたら、そこから2年間借人を探してくれます。ただ、借人が見つかるまでの間は農地の所有者が草刈りなどの管理をしなければならないとなっています。続きまして、農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてという議案があります。これにつきましては、農地機構から借人へ農地を貸し出す契約内容となっています。以前は、農地機構を通しての農地の貸借については、集積計画で貸人から農地機構、配分計画で機構から借人へと2つの議案を審議していただいていたのですが、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、今年1月から集積計画で一括して取り扱うことになったのですが、貸借の期間内に何らかの事情で、借人が耕作を続けられなくなって、別の借人に代わる場合は、一括方式とはならないため、この配分計画によって契約の変更を行うものです。以上簡単ですが、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画（案）の意見聴取についての説明を終わります。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。農用地利用集積計画と農用地利用配分計画（案）についての説明がありました。この件について、ご質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。一度に聞いても、なかなか覚えられないので、毎月、少しずつ説明をしていきたいと思います。ご協力をお願いします。今、説明した分につきましても、時間のあるときに、研修資料をご覧になってください。続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の議案で土地に関する議題です。

議題第64号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第65号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第67号「農用地利用集積計画の決定について」

議案第68号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」

議案第69号「非農地証明願について」

議案第70号「許可後の事業計画変更申請について」

報告といたしまして、

報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」

報告第25号「許可後の事業計画変更申請の取下願について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第64号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは事前にお送りしております議案の1ページをご覧ください。座って説明いたします。位置図と一緒に、ご審議、よろしくお願いたします。議案第64号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は8件です。

1番、郡家町・・・合計面積574.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画で提出されています。

2番、垂水町・・・合計面積6,626.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該土地を後継者である娘へ生前一括贈与を行うものです。申請地で、米・麦を作付する計画を提出されています。

3番、2ページにかけてです。綾歌町岡田上・・・合計面積1,533.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻・野菜を作付する計画が提出されております。

4番、綾歌町岡田東・・・面積1,206.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町富熊・・・面積502.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

6番、綾歌町富熊・・・面積463.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、5番で説明した案件の譲受人が交換する農地についてであり、自作地相互の交換のため、譲

渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。なお譲受人の住所が・・・となっていますが、居所はこちらにもあり、週末はこちらで農業をされるということです。申請地で、水稻を作付する計画を提出されています。

7番、飯山町東小川・・・合計面積 237.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されております。

3ページをお開きください。

8番、飯山町東小川・・・面積 1,993.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻・麦を作付けする計画が提出されております。

以上8件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると思込まれる日数につきまして同項第4号と農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。本案件について、整理番号1番から8番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第64号「農地法第3条許可申請」8件については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。次に、議案第65号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは4ページをお開きください。議案第65号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は3件です。

1番、綾歌町岡田西・・・合計面積 541.82 m²【議案読み上げ】

この申請地は、昭和31年ごろ東側部分に納屋を建築し、また昭和56年ごろには、西側部分に隣接した宅

地に接続する形で住宅を建築し、現在に至っております。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地で第1種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当すると考えております。

2番、綾歌町富熊・・・合計面積407.71㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に太陽光パネル1基の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、飯山町川原・・・合計面積3,331.68㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成5年ごろ、また平成13年ごろに農地を造成し、牛舎や堆肥置場を整備し、現在に至っております。今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き牛舎・堆肥置場として利用するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上3件、申請があった案件につきましては、各地区の委員に、現地調査をしていただいています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適正適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。それでは採決をいたします。議案第65号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から3番の各案件を原案どおり、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第65号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」3件は許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。それでは、議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは5ページをお開きください。議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は12件です。

1 番、今津町・・・面積 276.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い分譲住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番、中津町・・・合計面積 2,107.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、予讃線中津川橋梁工事において、工所用仮設道路、資材置場、工場用車両駐車場として使用するもので、工事完了後速やかに、農地に復旧するというものです。また、申請地は一部農用地区域内農地ですが、転用時期が令和 3 年 4 月 30 日までの約 4 か月の一時転用であり、転用できるものと考えます。

3 番、天満町二丁目・・・合計面積 1,493.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第 3 種農地に区分されます。

6 ページをお開きください。

4 番、綾歌町岡田上・・・合計面積 311.02 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番、綾歌町栗熊東・・・面積 400.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 2 年 10 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番、綾歌町栗熊東・・・面積 445.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番、綾歌町栗熊西・・・面積 1,755.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、車輛置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 2 年 10 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 ページをお開きください。

8番、綾歌町富熊・・・合計面積8,664.78㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、申請地から事業に必要な花崗土を採取した後、速やかに農地造成を行うものです。なお、この当該農地は、令和2年8月28日に一時転用許可を受けている所の隣接地であり、このたび、仮置場や仮設道の用地拡大が必要になったため、追加の申請がなされたものです。また、地権者からは、農地復元に係る誓約書の提出があります。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、転用時期が令和2年12月28日から令和5年12月27日まで3年間の一時転用であり、転用できるのと考えます。

9番、飯山町上法軍寺・・・合計面積10,862.12㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、ため池用地の拡張整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するためのものに該当することから、転用できるものと考えます。

●事務局長（小西裕幸君）途中で失礼します。今回のため池の改修工事のための転用というのは、珍しい申請なので補足いたします。この申請は地図にあります・・・池の真ん中を国道が通りまして、橋ではなく、ため池を2つに割るような形の工事になります。ただ2つの池は管でつながるような状態になるとは聞いていますが、その道路部分で、貯水量が減るので、東側に新しい堤防をつくる工事だと聞いています。工事につきましては、県土木事務所が行います。池の現在の所有者は・・・土地改良区です。それで、工事後の池の管理は・・・土地改良区にあります・・・水利組合が行うと聞いています。それで、今回この池の転用における審査基準につきましては、農業用施設の設置のための転用でありまして、こちらの施設をつくることによる転用によって、周辺農地への影響がないかを重点に判断していただくようになります。以上です。

●事務局次長（大西良明君）続きまして、8ページをご覧ください。

10番、飯山町下法軍寺・・・面積1,058.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付き売買予定住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和2年10月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるのと考えます。

11番、飯山町真時・・・合計面積950.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、太陽光発電パネル6基の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるのと考えます。

12番、飯山町東坂元・・・合計面積9,977.80㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、花崗土を採取した後、速やかに農地造成を行い、果樹園とし

て利用するというものです。また、地権者からは、農地復元に係る誓約書の提出があります。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分され、転用時期が令和3年1月5日から令和6年12月31日まで4年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

以上12件、申請があった案件につきましては、各地区の委員に現地調査をしていただいております。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えています。ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。本案件について、整理番号1番から12番までの各案件を許可相当することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」12件につきましては、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。続きまして、議案第67号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、9ページをお開きください。議案第67号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第67号は9ページから40ページにかけて記載をしています。これは「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものですが、農用地利用集積計画とは、利用権を設定して土地の貸借を行うもの、それと農地機構を通して農地の貸借を行うものを取りまとめたものです。利用権設定につきましては、9ページから30ページにかけて、農地機構を通したものは31ページから40ページにかけて記載しています。この集積計画は、農業委員会の決定を受けて、市が公告することで貸借の効力が発生いたします。

申請件数はあわせて57件、筆数144筆、面積138,235.23㎡です。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。以上、ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第67号「農用地利用集積計画の決定について」

57件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第68号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは41ページをお開きください。議案第68号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。この「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は現在の借受人が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受人を設定するものです。このため、議案67号農用地利用集積計画のように、貸付人から農地機構を通して借受人までの一括した議案にならないので、別議案といたしました。議案第68号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取であります。

詳細は、41ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者への貸付になります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。以上、ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第68号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として異議のない旨、回答いたします。続いて、議案第69号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 42ページをお開きください。議案第69号「非農地証明願について」です。案件は2件です。

1番、本島町小阪・・・合計面積2,171.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上前から耕作放棄されており、自然潰廃し、雑木・雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

2番、飯山町東坂元・・・面積120.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上前から耕作放棄されており、自然潰廃し、雑木・雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題はないものと考えています。ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第69号「非農地証明願」整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。続いて、議案第70号「許可後の事

業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 43ページをお開きください。議案第70号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は4件です。

1番、川西町北・・・合計面積1,891.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年10月12日、分譲住宅8棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、工期を当初の計画の平成29年10月12日から令和2年10月11日までを、令和4年10月11日まで、2年間延長して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

44ページをお開きください。

2番、三条町・・・合計面積4,149.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成23年7月11日、分譲住宅12棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成23年7月11日から平成30年12月14日までを、令和2年12月14日まで、2年間延長して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

45ページをお開きください。

3番、綾歌町富熊・・・合計面積3,496.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年8月28日、事業に必要な花崗土を採取した後、農地造成を行い、野菜を作付する計画で、農地法第5条の一時転用許可を受けていましたが、事業規模の拡大に伴い、合わせ利用地の面積が変更になるため、事業計画の変更申請を行うものです。

4番、飯山町東小川・・・合計面積700.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年2月26日、分譲住宅3棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、区画数の変更を行うため、事業計画の変更申請を行うものです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第70号「許可後の事業計画変更申請」整理番号1番から4番の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

それでは報告事項に入ります。報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第25号「許可後の事業計画変更申

請の取下願について」を一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは46ページをお開きください。報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものです。報告は2件です。

1番、土器町東七丁目・・・合計面積2,109.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年4月14日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の規模はありません。

2番、綾歌町富熊・・・面積762.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年8月29日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、47ページをお開きください。

報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は7件です。

1番、綾歌町岡田東・・・面積1,206.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、今後、農地法第3条の申請をするため、離作補償なく合意解約するものです。

2番、綾歌町岡田西・・・面積2,083.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、経営規模縮小のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

48ページをお開きください。

3番、綾歌町岡田西・・・合計面積6,893.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、経営規模縮小のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約をするものです。

4番、綾歌町岡田西・・・合計面積6,657.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、経営規模縮小のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約をするものです。

49ページをお開きください。

5番、綾歌町岡田西・・・合計面積2,036.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、経営規模縮小のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

6番、飯山町東小川・・・面積4,102.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、今後、農地法第3条の申請をするため離作補償なく合意解約をするものです。

50ページをお開きください。

7番、飯山町川原・・・面積70.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、市道工事に伴う土地収用のため、離作補償なく合意解約をするものです。

続いて51ページをお開きください。

報告第25号「許可後の事業計画変更申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、七番丁・・・合計面積527.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年3月に、宅地分譲3区画の造成整備をする計画で、農地法第5条の転用許可を受けしており、9月の議案第56号で区画数を当初計画の3区画から2区画へ転用計画を変更したいとの申請が出されておりましたが、区画数の変更は行わなくなったため変更申請を取り下げるものです。

以上、第23号から25号を報告いたしました。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、報告事項を終わります。

以上で11月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

最後に、農業委員の皆さんにご意見ご質問をいただいています。農業委員会の活動に対する提言でも構いません。本日は2人の委員に3分以内でお話をいただければと思います。よろしくお願いします。

（各委員発言）

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。事務連絡をいたします。来月の定例農業委員会の開催日程について、お知らせいたします。来月は、12月の18日金曜日午前9時30分から、本館2階第3会議室、こちらの会場で開催いたします。次に、現地調査について、お知らせいたします。農地の転用等の申請の締切が12月4日金曜日になりますので、土日を挟んで、12月は8日火曜日に現地調査を行います。関係委員には、7日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。それから先ほども申しましたが、今日30日月曜日午後1時30分から、農業委員・推進委員研修会を綾歌町のアイレックスで行います。本日ご返事いただきました名簿で農業会議へ提出いたします。当日は、時間等お間違いのないように、アイレックスにおいでください。連絡は以上となります。本日は、どうもありがとうございました。

(午前11時5分終了)